

# 公益社団法人 全国大学保健管理協会九州地方部会 保健・看護分科会運営規約

昭和52年8月26日制定  
平成30年8月29日 最終改定

## (設置)

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会九州地方部会（以下「地方部会」という）規約第7条の規定に基づき、地方部会に保健・看護分科会（以下「保看会」という）を設ける。

## (会員)

第2条 保看会は、正会員及び特別会員（以下「会員」という）をもって構成される。

- (1) 正会員とは、公益社団法人全国大学保健管理協会入会の大学で保健管理に従事する専門職（保健師、助産師、看護師、養護教諭、その他）
- (2) 特別会員とは、九州地区の工業高等専門学校にて保健管理に従事する実務者

## (目的)

第3条 会員の保健管理業務の円滑な運営と資質の向上発展を図ることを目的とする。

## (活動)

第4条 保看会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 大学の保健管理に関する調査研究
- (2) 会員の知識向上のための研究集会および広報活動
- (3) その他の保看会の目的達成に必要な事項

## (役員会)

第5条 保看会に、前条の活動を円滑に行うための役員会を置く。

2 役員会は、会員の互選による次の役員をもって構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名（1名は前当番大学）
- (5) 総務 1名（当番大学）
- (6) 監査 2名（1名は前当番大学）
- (7) 地区役員 3名（各地区から1名）

3 会長及び役員任期は3年とする。ただし、会長は第10項に指定する地区から輪番制とする。

4 第2項の役員は、総会の同意を得て会長が指名する。

5 役員に欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の任期の残任期間とする。

6 役員会は、会長が招集し、議長となる。

7 役員会は、役員3分の2以上の出席によって成立し、議会は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。ただし総会にかけなければならない。

8 役員会が必要と認めるときは、役員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

9 役員会は、原則として年一回以上開催しなければならない。

10 この会における地区の指定は、次のとおりとする。

- (1) 南地区：大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- (2) 西地区：長崎、佐賀、熊本
- (3) 北地区：福岡

## (総会)

第6条 保看会は、毎年1回総会を開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会の議長は、会長が推薦する。

3 総会は、会員の3分の2以上の出席によって成立し、議会は出席者の過半数以上の賛成をもって決する。

## (総会の権限)

第7条 次に掲げる事項は、総会の審議を経なければならない。

- (1) 諸規則の制定改廃に関する事項

- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) その他保看会の運営に関する重要な事項

(運営費など)

第8条 保看会の運営に必要な経費は、地方部会からの補助金およびその他の収入をもってあてる。

2 保看会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問等)

第9条 第4条に定める諸活動の充実を図るため、保看会に顧問若干名を置くことができる。

(雑則)

第10条 この規約の運営その他必要な事項は別に定める。

第11条 保看会の事務局は、会長の所属する大学に置く。

(附 則) この規則は昭和52年8月26日から施行する。

(附 則) この改正は昭和54年8月22日から施行する。

(附 則) この改正は昭和60年8月21日から施行する。

(附 則) この改正は平成7年9月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成9年9月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成14年3月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成15年9月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成15年12月4日から施行する。

(附 則) この改正は平成17年12月8日から施行する。

(附 則) この改正は平成30年9月1日から施行する。

## 公益社団法人全国大学保健管理九州地方部会保健・看護分科会細則

第1条 地方部会の幹事2名を保看会より推薦し、うち1名は保看会の会長をもって充てる。

第2条 書記1名および会計は、事務局の属する地区に置くものとする。

(附 則) この細則は昭和52年8月26日から施行する。

(附 則) この改正は昭和54年8月22日から施行する。

(附 則) この改正は昭和60年8月21日から施行する。

(附 則) この改正は昭和61年8月21日から施行する。

(附 則) この改正は平成7年9月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成9年9月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成14年3月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成15年9月1日から施行する。

(附 則) この改正は平成15年12月4日から施行する。

(附 則) この改正は平成17年12月8日から施行する。

(附 則) この改正は平成24年8月23日から施行する。